福祉

■市立やまばとから

▼活動体験会～おりがみ

日7月5日㈮午前9時30分～11時30分他障害者送迎あり※7月2日㈫までに申し込み申電話

▼クッキング～冷やし中華

日7月13日㈯午前10時～11時30分費300円程度申7月8日㈪までに電話

▼スポーツ体験会～ボッチャ

日7月19日㈮午前9時30分～11時30分他障害者送迎あり※7月9日㈫までに申し込み申電話

▼映画鑑賞会「時をかける少女（アニメ版）」

日7月27日㈯午前10時～11時40分申電話

いずれも場市立やまばと地域活動支援センター対身体・知的障害のある18～64歳の市内在住者※車いす可問市立やまばと（☎582・3400）

■福祉大会を開催

観覧は無料です。ぜひお越しください。

日7月6日㈯午前9時30分～午後3時場ひの煉瓦ホール※直接会場へ内式典、日野市老人クラブ連合会会員による唄や踊りの披露問高齢福祉課

■施設職員のためのメンタルヘルス講座～ストレスとうまく付き合うためのコミュニケーション術

日7月17日㈬午後6時30分～8時場生活・保健センター師福田佳子氏（杉並区メンタルヘルス相談員）対市内在住・在勤で障害福祉に従事している方定申込制で先着30人費100円（資料代）申電話またはFAXで。氏名、電話番号、講座名を記入し、（社福）日野市民たんぽぽの会（☎599・7299FAX599・7203）へ問障害福祉課

■認知症家族介護者支援講座・タクティールケア講演会～「触れて」不安や痛みを和らげる認知症緩和ケア

タクティールケアは、スウェーデンで生まれたタッチケアで、認知症状の緩和に効果があると言われています。

相手の身体に柔らかく包み込むように触れることで、ケアを行う人も穏やかで落ち着いた気持ちになれるのが特徴です。

講演会では、実際に体験しながら効果を実感することができます。ぜひこの機会に体験してみてください。

日7月24日㈬午後1時30分～3時30分場生活・保健センター師原智代氏（㈱日本スウェーデン福祉研究所インストラクター）定申込制で先着70人申電話問高齢福祉課

日野市平和事業

問文化スポーツ課

●平和展

「平和を築く人たち」をテーマに、国際協力・国際交流の報告についてパネル展示します。

日8月1日㈭～7日㈬午前8時30分～午後5時15分場市役所1階市民ホール

●ミニコンサート

海外の民族音楽や癒やし系音楽に包まれ、異文化を感じてみませんか。

日8月3日㈯午後1時30分～2時30分場市民の森ふれあいホール※直接会場へ対小学校低学年以下のお子さんは保護者同伴定50人

●世界の料理～家庭料理

市内在住の外国人の方々とともに海外の料理を作り、食を通して国際交流を行います。

日8月3日㈯午前10時～午後1時30分場市民の森ふれあいホール対20歳以上の方定申込制で先着25人費300円持三角巾、エプロン他協力…日野市国際交流協会申7月26日㈮までに電話

●映画の集い

平和な時を家族みんなで楽しんでいただけるよう、平和の大切さを考える映画「みいちゃんのてのひら」と、人気映画「シュガーラッシュ」を上映する映画の集いを開催します。

日8月4日㈰午前10時～午後0時30分場ひの煉瓦ホール（市民会館）※直接会場へ定先着1千100人他観覧後、風船のプレゼント

国保・年金

■国民健康保険税について

▼納税通知書を発送します～納税にご協力を

平成25年度の国民健康保険税納税通知書を7月11日㈭に世帯主宛てにお送りします。

▼計算方法

国民健康保険税は世帯単位で計算されます。保険税の課税額は、①所得割額②資産割額③均等割額④平等割額からなっています（表1参照）。

▼所得の申告について

国民健康保険にご加入の方は所得の申告が必要です（確定申告・住民税の申告をした方は不要）。平成24年中の所得が分かるものを持参し、申告をしてください。収入がない方も、申告することにより税額を軽減できる場合があります（表2参照）。詳細はお問い合わせください。

表1　●国民健康保険税の計算方法（年間分）

基礎課税額＝①＋②＋③＋④（限度額51万円）	後期高齢者支援金等課税額＝①＋③（限度額14万円）	介護納付金課税額＝①＋③（限度額12万円）※40歳以上65歳未満の加入者
①所得割額…所得に応じて計算する額（前年の総所得金額－基礎控除33万円）×4.8%	①所得割額…所得に応じて計算する額（前年の総所得金額－基礎控除33万円）×1.2%	①所得割額…所得に応じて計算する額（前年の総所得金額－基礎控除33万円）×1.2%
②資産割額…固定資産税額に応じて計算する額（本年度の固定資産税額）×10%		
③均等割額…世帯の加入者に応じて計算する額（加入者の人数）×18,600円	③均等割額…世帯の加入者に応じて計算する額（加入者の人数）×6,000円	③均等割額…（該当者の人数）×12,000円
④平等割額…１世帯9,000円		

表2　●国民健康保険税の軽減率

総所得金額が下記の基準を超えない世帯	軽減の内容
33万円以下	均等割額と平等割額の７割
33万円＋（24万５千円×世帯主を除く被保険者数）以下	均等割額と平等割額の５割
33万円＋（35万円×被保険者数）以下	均等割額と平等割額の２割

▼納税について

納付書または口座振替でお支払いの方は、第1期の納期限は7月31日㈬です。全納を希望される方は、1～9期の納付書をまとめてご利用ください。

年金からの天引き（特別徴収）の対象となるのは、加入者である世帯主が65歳以上で、一定の条件に当てはまる世帯です。対象者には、あらかじめ通知をお送りしています。

また、年金天引きから口座振替に変更することもできます。詳細はお問い合わせください。

▼特定世帯に対する軽減が3年間延長されました

後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保加入者が1人となる世帯に対し、5年間基礎課税額の平等割が2分の1（4千500円）軽減されていますが、軽減が3年間延長され、6～8年目は4分の1（2千250円）の軽減となりました。

▼「会社都合による離職者」の方は、申告により税額が減額になる場合があります

会社都合による離職で国民健康保険に加入した場合は、申告により、国民健康保険税が減額となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

▼災害にあってしまった時、生活が困窮した時はご相談を

地震や火災などの災害にあった時、生活が著しく困窮し保険税を納付することが困難となった時はご相談ください。

いずれも問保険年金課保険税係

■国民年金保険料を納めることが困難な方へ

▼保険料免除制度

前年の本人、配偶者、世帯主の所得に基づき申請が承認されます。免除される保険料は、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階になります。

免除された期間は、年金を受けるために必要な期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納付した場合に比べて減額されます。

ただし、一部納付分の保険料を納付しない場合は、免除が無効となります。

▼若年者納付猶予制度～30歳未満の方が対象

同居の世帯主の前年所得にかかわらず、30歳未満の本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料納付が猶予されます。

▼学生納付特例制度

大学・短大・専修学校などに通っている学生で、前年の所得が一定額以下の場合、申請により納付が猶予されます。

保険料を猶予された期間は、年金を受けるために必要な期間に含まれますが、年金額には反映されません。

また、失業された方には、雇用保険被保険者離職票や受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除や猶予が承認される特例があります。

いずれも申請は毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予に限り、申請時に翌年以降の継続申請を希望できます。

承認期間は、免除と若年者納付猶予が7月～翌年の6月、学生納付特例制度は4月～翌年の3月となります。

なお、申請が承認された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

いずれも問立川年金事務所（☎042・523・0352）、市保険年金課年金係

太陽光発電システムおよび高効率給湯機器に関する補助金のご利用を

省エネ住宅および設備の普及のため、省エネ機器への補助を行います。

日申請期間…11月1日㈮～12月27日㈮内補助金額…下表の通り※いずれか1件、同一の住宅につき1回限り対申請できる方…平成22年10月1日～平成25年12月26日㈭に竣工する一定の環境基準を満たしたエコ住宅（リフォーム含む）で、平成24年12月28日～平成25年12月26日㈭に省エネ機器を設置、または未使用の省エネ機器が設置されたエコ住宅を購入する方※申込多数の場合は抽選他申込方法など、詳細は市ホームページをご覧いただくかお問い合わせください問環境保全課

対象機器		補助金額
太陽光発電システム	発電能力が定格出力２kw以上のもの	１kw当たり（※）20,000円（上限120,000円）
高効率給湯設備	住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	20,000円
	住宅用ガス発電給湯器（エコウィル）	15,000円
	住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	30,000円
	住宅用潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）	15,000円

※小数点以下第２位を四捨五入